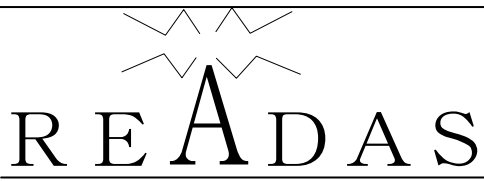


第 5251 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月22日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

消費税の事業者免税点制度

Q：消費税では、前々期の課税売上が1,000万円以下でも課税される場合があるそうですが、どのような場合ですか？

A：次の場合は、課税事業者になります。

【解説】

消費税では、前々期の課税売上が1,000万円以下でも、次の場合は、課税事業者になります。

- ①資本金が1,000万円以上の法人（設立当初2年間）
- ②その事業年度の前事業年度（7ヶ月以下を除く）開始の日から6ヶ月間の課税売上が1,000万円を超えるとき
- ③その事業年度の前事業年度が7ヶ月以下で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度がある法人は、その前々事業年度の開始の日から6ヶ月間の課税売上高（その前々事業年度が5ヶ月以下の場合には、その前々事業年度の課税売上高）が1,000万円を超えるとき
- ④基準期間のない事業年度開始の日において、次のいずれにも該当する場合
 - ・新規設立法人で比較的規模の大きな法人傘下の子会社など一定の要件（特定要件）に該当すること
 - ・特定要件の判定の基礎となった法人（親会社等）の新規設立法人の基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円超であること

